

鹿児島県立牧之原養護学校同窓会規約

(名称)

第 1 条 この会（以下本会という）は、牧之原養護学校（以下学校という）「そうじん会」と称し、事務局を学校内におく。

(目的)

第 2 条 「そうじん会」は、学校の中学部、高等部、訪問学級の卒業生、高等部中途退学者等の種々の相談及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員相互の研修、親睦に関すること。(2) 運動会及び一部の学校行事への参加。

(3) その他、目的達成に必要な事項。

(会員)

第 4 条 会員は、学校の中学部、高等部、訪問教育学級の卒業生、並びに高等部の中途退学者とその保護者とする。

(役員)

第 5 条

(1) 役員は、会員及び学校職員の中から役員会で選出し、総会で承認を得る。

(2) 役員には、次のものをおく。

会長 1 名、副会長 2 名、庶務 2 名、会計 2 名（副会長及び庶務並びに会計の内 1 名は学校職員とする。）、監事 2 名、理事（卒業年度代表 2 名）、顧問（若干名）

(役員の仕事)

第 6 条

(1) 会長は、会務を統括するとともに会合を主催し、会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、これを代行する。

(3) 庶務は、会の運営に必要な事務的な任務に従事する。

(4) 会計は、この会の経理にあたる。(5) 監事は、会計の監査を行う。

(6) 理事は、会の円滑な運営に必要な様々な世話をを行う。

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は 1 年とする。但し再任を妨げない。

(会議)

第 8 条

(1) 総会

ア 総会は、毎年度第 1 回目の会合の際に開催する。

イ 総会では、次の事項に関し決議する。

(ア) 規約の改正 (イ) 役員の仕事承認 (ウ) 会費 (エ) その他必要事項

ウ 総会の成立の成否は、出席者の意思により決定し、その決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(2) 役員会

ア 役員会は、会長が随時召集し、会の運営に関し審議する。

イ 毎年度 1 回目の会合後の会の運営事項については、役員会で決定する。

(会費)

第 9 条

(1) 年会費は、1,000 円（但し 1 家族 1,000 円）とする。

(2) 卒業時は入会金(500 円)及び年会費(1,000 円)を納入するものとする。但し、これは初年度の年会費を兼ねる。

(経費)

第 10 条 この会の経費は、会費又は寄付等、その他をもって充てる。

第 11 条 役員には、役員会に出会すると 1 回につき 1,000 円の日当を支払う。但し、そうじん会総会と学校職員は除く。

(会計年度)

第 12 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(附則)

第 13 条

(1) この会則は、平成 17 年度より適用する。 (2) 平成 20 年 7 月 20 日 一部改正

(3) 平成 22 年 8 月 1 日 一部改正

(4) 平成 25 年 7 月 28 日 一部改正

(5) 平成 29 年 7 月 30 日 一部改正